

無担保住宅ローン『役立宣言』

(2020年7月1日現在)

項目	内容
1. 商品名	無担保住宅ローン
2. お申込みいただける方	次の条件をすべて満たす方 (1) お勤めの方で、前年税込年収が150万円以上で安定継続収入のある方 (2) 申込時年齢が満18歳以上の方で、最終ご返済時の年齢が満76歳未満の方 * 未成年の方は、親権者の同意書が必要となります。 (3) 同一勤務先・居住地に、原則1年以上勤務・居住している方 (4) 保証機関（日本労信協、静岡県勤信協またはSMBCファイナンスサービス（株）の保証を受けられる方
3. ご融資金のお使いみち	お申込人または2親等以内の親族の居住用住宅のために利用するもので、以下の目的にご利用いただけます（事業資金・投機目的資金・負債整理資金は除きます）。 (1) リフォーム費用（マイホームの増改築・改修・模様替え費用、車庫・外構工事全般、太陽光発電設備費用等） (2) 住宅購入費用（マイホームの購入費用、宅地購入費用、新築費用、関連諸費用等） * SMBCファイナンスサービス（株）の保証をご利用の場合、住宅購入費用のお取扱いはできません。 (3) 他金融機関等で、上記の目的で利用しているローンの借換費用
4. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 500万円以内（1万円単位） * （一社）日本労働者信用基金協会またはSMBCファイナンスサービス（株）の保証をご利用の場合。 ・ 1,000万円以内（1万円単位） * （一財）静岡県勤労者信用基金協会の保証をご利用の場合。 ・ 上記いずれのご融資限度額を超える金額をご希望の場合は、「無担保住宅ローン『25（えがお）』（一社）日本労働者信用基金協会保証」にてお取り扱いさせていただきます。 ・ 当金庫で利用中の無担保融資（カードローンの限度額含む）がある場合、ご利用いただく保証機関により、お一人あたりにおける無担保融資全体の限度額が異なります。詳細は、最寄りの営業店窓口にお問合せください。
5. ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25年以内 * （一社）日本労働者信用基金協会の保証をご利用の場合。 次の条件をすべて満たす方は、元金据置（最長4年）が可能です。 (1) 所属の労働組合・互助会等が〈静岡ろうきん〉の会員で、その会員にご所属の方。 (2) 日本労信協の保証を受けられる方。 （静岡県勤信協・SMBCファイナンスサービス（株）は対象外） * 融資期間には元金据置期間を含みます。 * 元金据置期間中は、利息分のお支払いをいただきます。 ・ 20年以内 * （一財）静岡県勤労者信用基金協会またはSMBCファイナンスサービス（株）の保証をご利用の場合。
6. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元利均等毎月返済（均等返済）または元利均等毎月・ボーナス併用返済（均等加算併用返済）からお選びいただけます。 * 元利均等返済とは、毎月およびボーナス（年2回半年ごと）の各返済額（元金と利息の合計額）が一定のご返済方法です。 ・ ボーナス返済（加算返済）を併用する場合のボーナス部分のご融資割合は、総融資額の550%以内とします。また、ボーナス返済（加算返済）の最終期日は、毎月返済（均等返済）の最終期日を超えないものとします。

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫が定める返済日に、当金庫の返済用普通預金口座から返済額を引落とす方法によりご返済いただきます。なお、ご返済日が〈ろうきん〉の休業日の場合、その翌営業日の引落としとなります。 * ご返済日は、所属されている会員により異なります。 * 所属されている会員により、返済金を給与から控除し、返済用普通預金口座への入金を行う場合があります。
7. ご融資金利	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利または変動金利のいずれかを選択いただきます。 固定金利では、ご融資時の金利が、最終返済時まで適用されます。 変動金利では、基準金利の変動に伴い、適用金利が変動しますので、金利低下の局面では、適用金利を低く抑えることができますが、金利上昇の局面においては、適用金利が上昇し、返済金額が増加するといった金利変動リスクを内包しています。 * 最新のご融資金利は、〈静岡ろうきん〉本支店もしくはホームページでご確認いただけます。
8. 変動金利ルール	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫が定める「基準金利」の変動幅に連動して適用金利が年2回変動します。 返済期間中の金利は、4月1日と10月1日の見直し基準日に見直します。見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 4月1日の基準金利を直後の6月の返済日の翌日より、10月1日の基準金利を直後の12月の返済日の翌日より新利率を適用します。 <p><具体例></p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>○今回見直し基準日（10月1日）の基準金利 = 4.00%</p> <p>○前回見直し基準日（4月1日）の基準金利 = 3.80%</p> <p>この場合、今回見直し基準日は前回見直し基準日と比べて基準金利が0.20%上昇したため、直後の12月の返済日の翌日より適用金利が0.20%上がることとなります。</p> </div>
9. 返済金額の見直し (変動金利融資の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 基準金利の変動に伴い、適用金利が引き上げられた場合は、その都度、適用金利、残高、契約書記載の最終期日に基づき、ご返済金額を変更します。なお、適用金利が引き下げられた場合は、ご返済金額を変更することなく、最終約定返済日を繰り上げます。 変更後の返済金額は、適用金利が反映された直後の返済分より適用されます。
10. 保証機関	<p>(一社) 日本労働者信用基金協会、(一財) 静岡県勤労者信用基金協会またはSMB Cファイナンスサービス(株)をご利用いただきます。</p> <p><保証機関とは></p> <ul style="list-style-type: none"> 保証機関は、〈静岡ろうきん〉の融資をご利用いただいたお客様に対し、保証人に代わる役割を担うものです。 保証機関は、万一お客様の返済が滞った場合に、保証人としてお客様に代わって〈静岡ろうきん〉に対して債務の弁済を行います。債務の弁済によって取得した求償権をもとに管理回収を行うしくみになっています。 <p>【ご注意】たとえ保証機関が債務のすべてを弁済したとしても、お客様の支払い義務は免責されません。保証機関が弁済した後は、直接保証機関にお支払いをいただくこととなります。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>The diagram illustrates the roles of the three parties in a loan agreement:</p> <ul style="list-style-type: none"> ローン利用者 (債務者) (保証委託者): The borrower who receives the loan and is responsible for repayment. 保証機関 (保証受託者): The guarantor who provides the guarantee on behalf of the borrower. 〈ろうきん〉 (債権者): The lender who provides the loan and has the right to demand repayment. <p>Arrows indicate the following relationships:</p> <ul style="list-style-type: none"> A double-headed arrow between the Loan User and the Guarantor is labeled "保証契約 (①、②に基づき、保証を行う契約)". An arrow points from the Loan User to the Guarantor, labeled "②保証委託契約 (①の契約にあたって保証人役を引き受ける契約)". An arrow points from the Guarantor to the Lender, labeled "①金銭消費貸借契約 (融資、返済の契約)". </div>

項目	内容
11. 段階審査制度	<p>(一社) 日本労働者信用基金協会もしくは(一財) 静岡県勤労者信用基金協会における審査基準等に照らし合せて審査をさせていただいた結果、基準等を満たさないなどの場合に、第二保証機関 [SMB Cファイナンスサービス (株)] におきまして、再度審査をさせていただく制度です。当金庫では一人でも多くのお客様にローンをご利用いただくため、この制度を行っています。</p> <p>ただし、再審査をさせていただいた結果、誠に残念ながら、ご融資をお断りさせていただく場合がございます。</p> <p><段階審査制度ご確認事項></p> <p>(1) 本制度における再審査の結果、第二保証機関 [SMB Cファイナンスサービス (株)] からの保証が得られた場合、保証機関の違いによる保証料率の差によって、ご返済金額がその保証料率差の分だけ高くなります。</p> <p>(2) この場合、お客様のご了承を得ないまま、当初お申込時のお借入利率に比べて高くなったご返済金額を用いてご融資を実行することはありません。お客様に最終的な判断をいただきます。</p> <p>(3) 本制度によって第二保証機関 [SMB Cファイナンスサービス (株)] から保証が得られた場合につきましては、ご融資審査の結果をご報告するとともに、保証機関の変更に伴う保証料率の差によって生じる「ご返済金額・ご返済期間・総返済額」など変更内容をご案内し、お客様のご了承が得られました場合に限りご融資を実行します。</p> <p>(4) 本制度によって第二保証機関 [SMB Cファイナンスサービス (株)] から保証が得られた場合、当初、ご提出いただく関係書類に追加して確認資料等のご提出をお願いする場合があります。また、ご融資金につきましては、お使いみちを確認するためにご提出いただく「お見積書・注文書・売買契約書」等における売主様等へのお振込みをご融資の条件とする場合があります。なお、こうした場合につきましても、上記(3)のご案内の際に、あわせてお客様へお願いをさせていただきます。</p>
12. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属の労組・互助会等が〈静岡ろうきん〉の会員で、その会員にご所属の方は、保証料を〈静岡ろうきん〉が負担します(日本労信協保証の場合)。 ・ その他のお客様は、年1.0%の保証料のご負担をいただきます(静岡県勤信協保証の場合)。 ・ 段階審査制度によりSMB Cファイナンスサービス (株) 保証をご利用の場合は、所属にかかわらず、年1.3%の保証料をご負担いただきます。 <p>*保証料は、ご融資金利に上乗せし、お客様にご負担いただきます。</p>
13. 連帯保証人	<p>原則、不要です。ただし、次に該当する場合は、その方を連帯保証人とさせていただきます。なお、連帯保証人となられる方に、別途、連帯保証の法的効果・リスク等についてご説明いたします。</p> <p>(1) 借主以外の収入を合算して融資を受けられる場合。</p> <p>(2) 親族(2親等以内)が利用しているご融資の借換を行う場合は、その親族の方。</p> <p>(3) 当金庫または保証機関が必要と判断し、対象の方にご了承いただいた場合。</p>
14. 連帯債務者	<p>次に該当する場合は、その方を連帯債務者とさせていただきます。なお、連帯債務者となられる方に、別途、連帯債務の法的効果・リスク等についてご説明いたします。</p> <p>(1) 税制、商品・制度により必要性がある場合 (例) 夫婦(または親子)で住宅ローン控除を受ける場合。</p> <p>(2) 住宅資金の借換で、借換対象の融資が連帯債務扱いとされている場合。</p>
15. 担保	不要です。
16. 利用手数料	ローン利用に関する手数料は、不要です。

項目	内容																		
17. 収入印紙代	<ul style="list-style-type: none"> ローン契約書（金銭消費貸借契約書）に所定の収入印紙が必要です。 <table border="1" data-bbox="437 219 1219 461"> <thead> <tr> <th colspan="2">借入金額</th> <th>収入印紙代（印紙税額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">10万円以下</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>10万円超</td> <td>50万円以下</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>50万円超</td> <td>100万円以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超</td> <td>500万円以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>500万円超</td> <td>1,000万円以下</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> *お客様が収入印紙を購入し、貼付いただく他、ご融資金から控除する手続きも可能です。 ローン申込以降、または、ご融資実行後に融資内容の変更を行う場合、変更契約書等に、別途、収入印紙が必要となる場合がございます。 	借入金額		収入印紙代（印紙税額）	10万円以下		200円	10万円超	50万円以下	400円	50万円超	100万円以下	1,000円	100万円超	500万円以下	2,000円	500万円超	1,000万円以下	10,000円
借入金額		収入印紙代（印紙税額）																	
10万円以下		200円																	
10万円超	50万円以下	400円																	
50万円超	100万円以下	1,000円																	
100万円超	500万円以下	2,000円																	
500万円超	1,000万円以下	10,000円																	
18. 繰上返済	<ul style="list-style-type: none"> 定例の返済とは別に、ご融資金の一部を繰上返済、または、全額返済することができます。 ボーナス返済（加算返済）を併用している場合の繰上返済には、ご返済金額を毎月返済（均等返済）分とボーナス返済（加算返済）に振り分ける方法と、ボーナス返済（加算返済）を優先して返済する方法があります。 「ろうきんダイレクトバンキング」の「ローン随時返済」でもご利用いただけます。 * 2014年1月以降に新規ご利用の無担保ローンのみのお取扱いとなります。 繰上返済に関する手数料は不要です。 自治体提携融資等、繰上返済のお取扱いができないローンがあります。最寄りの営業店窓口にお問合せください。 																		
19. 返済試算額の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 営業店窓口にお申出いただければ、ご試算いたします。 当金庫ホームページからも、ご試算いただけます。 																		
20. 仮申込みの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 営業店窓口にお申出いただければ、仮申込書をお渡しいたします。 当金庫ホームページからも、仮審査のお申込みをいただけます。 																		
21. 万一返済が遅れた場合等	<ul style="list-style-type: none"> ご契約いただいた返済日にご入金いただけない場合は、オートコールセンターおよび営業店よりご連絡いたします。返済日をご確認いただき、ご入金の遅れが無いようご注意ください。 給与振込等で確実にご入金することをお勧めいたします。 																		
22. 遅延損害金について	<ul style="list-style-type: none"> ご契約いただいた返済日にご入金いただけない場合は、遅れている返済分の元金に対し、年利14.5%の日割計算の遅延損害金を返済金と合わせてご請求をさせていただきます。返済日をご確認いただき、入金漏れの無いようご注意ください。 																		
23. 信用情報機関への登録について	<ul style="list-style-type: none"> 本ご融資における個人情報情報機関の利用・登録等については、「個人情報の取扱いに関する同意条項」によりご案内しておりますのでご確認ください。 ご返済が滞った場合は、〈静岡ろうきん〉からの督促およびその内容の如何にかかわらず、ご返済が遅れたという事実が個人情報情報機関に登録されることとなります。 																		
24. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問合せ）	<ul style="list-style-type: none"> ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 <p data-bbox="437 1711 975 1742">【窓口：静岡県労働金庫お客様サービスセンター】</p> <p data-bbox="437 1749 783 1780">フリーダイヤル 0120-609-123</p> <p data-bbox="437 1787 855 1818">受付時間 平日 午前9時～午後6時</p> <ul style="list-style-type: none"> 苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますので、お申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 <p data-bbox="437 1901 1050 1933">ホームページアドレス https://shizuoka.rokin.or.jp/</p>																		

項目	内容
<p>25. 紛争解決措置 （第三者機関 に問題解決を 相談したい場 合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（電話：054-252-0008）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当金庫お客様サービスセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・ また、お客さまから、東京の弁護士会（東京三弁護士会）、静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、静岡県弁護士会の各仲裁センター、当金庫お客様サービスセンター、または、ろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【（一社）全国労働金庫協会 ろうきん相談所】フリーダイヤル 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>

(注)

- ・ 本説明書の記載内容につきましては、適宜変更することもありますのでご了承ください。
- ・ お申込みにあたっては、当金庫および当金庫指定の保証機関の審査がございます。
- ・ 審査の結果により、ローン利用の希望にそえない場合もございます。
- ・ 仮申込書のご記入内容が事実と異なる場合、正式申込書類ならびに確認資料の内容が仮申込書と相違している場合、また、ご契約までの期間に大きな異動（勤務先の変更等）があった場合には、ご連絡した審査結果にかかわらず、ローン利用のご希望にそえない場合がございます。